

3健第16351号
令和4年3月28日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会会長 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則
について (通知)

このことについて、令和4年3月18日付けで福島県規則第16号が公布されましたのでお知らせします。

記

1 主な改正内容

- (1) 様式を定める規定は残し、様式のみを削除
- (2) 様式の削除に伴い、所要の調整を実施

2 施行日

令和4年4月1日

3 その他

本改正に伴い、「福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則に規定する様式を定める要綱」を策定し、同日付けで施行予定です。

備考を削る。

氏名]

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号によるへき地医療等医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十三号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と知事が認めた者)」を削る。

〔上記の冊子について回覧します。〕

様式第一号(裏)中

親権者又は未成年後見人 住所 氏名] を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十四号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあつては、親権者、未成年後見人又はこれらに代わる者と知事が認めた者)」を削る。

〔上記の冊子について回覧します。〕

様式第一号(裏)中

親権者又は未成年後見人 住所 氏名] 及び備考を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による地域医療医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による地域医療医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十五号

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和四十四年福島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「墓地(納骨堂、火葬場) 竣工届(第一号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第六条中「当該各号に」を「それぞれ知事が別に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「墓地(納骨堂、火葬場) 経営許可申請書(第四号様式)」を削り、同条第二号中「墓地(納骨堂、火葬場) 変更許可申請書(第五号様式)」を削り、同条第三号中「墓地(納骨堂、火葬場) 廃止許可申請書(第六号様式)」を削る。

第七条中「書類は、火葬(収) 葬 証明書(第七号様式)とする」を「書類の様式は、知事が別に定めるところによる」に改める。

第一号様式及び第四号様式から第七号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている証明書は、改正後の規則に基づき交付されている証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)

福島県規則第十六号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和五十六年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特定建築物使用届出書（第一号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「特定建築物^交使用届出書（第二号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第二条中「登録申請書（第三号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「登録^{事項変更}事業廃止届出書（第四号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第一号様式から第四号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第十七号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

- 第一号様式（その一）中「（男・女）」を削り、備考この次に次のように加える。
- 3 保護者氏名及び保護者住所欄は、志願者が未成年の場合に限り記入すること。第三号様式を次のように改める。